

【4月7日～オンライン説明会（4月14日）の質問について】

No	公募種別	質問	回答	備考
1	出口志向型	直接経費では、大型機器の購入は可能でしょうか？	備品は購入できません。	
2	出口志向型	プロジェクト進捗管理について 採択後は「OSTCコーディネーター」と密に連絡を取り合いながら、進捗を報告・確認する形になりますか？	その通りです。	
3	出口志向型	経費処理・監査について 消耗品費・人件費などの必要経費の確認・監査は、年度末（または中間でも実施があるのか？）にOSTCコーディネーターが、（再委託先の）企業・大学それぞれに対して行う形になりますか？	沖縄県及び沖縄科学技術振興センターが3月頃に委託先の大学へ検査を実施します（必要に応じて、中間検査も実施します）。再委託先の企業・大学については、大学で取りまとめをお願いいたします。	
4	出口志向型	間接経費は何％ですか？	直接経費（外注費・印刷製本費・運搬費・その他経費のうち請負契約を除く）の10％以内です。	
5	出口志向型	連携する企業の数やメンバーに変更がある場合、最初に応募した企業としか連携できないのか？	審査会は応募した時点の内容で審査を行う。年度途中の変更があれば、変更申請の認否によります（原則不可）。2か年目に向けて変更がある場合は、次年度に向けた継続審査委員会で審査を行う。	
6	出口志向型	シーズ育成型と同時に応募することは可能か？	可能です。それぞれの要件を満たすことが必要です。	

No	公募種別	質問	回答	備考
1	シーズ育成型（初期段階・若手）	大学のポスドク研究員は、通常非常勤職員という立場ですので、ポスドク研究員は若手枠への応募資格は無いという理解でお間違いないでしょうか。	「初期段階・若手」枠における「常勤」とは、委託期間中に他の常勤的な職に従事していないことを指します。そのため、肩書が非常勤職員であっても、勤務形態がフルタイム相当である等、他の常勤的な職に従事していない場合は、応募が可能です。	
2	シーズ育成型（初期段階・若手）	プロジェクトリーダーの要件について、 応募要件に常勤の研究者とありますが、ポスドク研究員、客員研究員などの非常勤講師でも申請は可能でしょうか。		
3	シーズ育成型（共通）	コーディネータはつきますか？	つきます。	

4	シーズ育成型（共通）	申請書 ※Ⅰ及びⅡについて、4枚（A4片面）を上限にまとめてください。とは、1と2がそれぞれ4枚ということでしょうか。	1と2を合わせて上限4枚とさせていただきます。	
5	シーズ育成型（共通）	ものづくり技術で応募予定です。5-6万円程度のスマートウォッチは備品扱いですか。消耗品ですか。	本事業でのみ使用することを確認できることが前提となりますが、10万円未満であれば消耗品として購入可能です。 【事務処理規定】 消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	
6	シーズ育成型（共通）	単価が10万円を超える試薬キットなどを購入することは可能でしょうか？	消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	
7	シーズ育成型（共通）	10万円以内の中古品の購入は可能か？	中古品の購入は原則として認めておりません。ただし、特別な事情がある場合には、理由書を添えて事前にご相談ください。	
8	シーズ育成型（共通）	同一大学で複数研究室がチームを組んで応募する場合、「Ⅲ.実施体制」は複数行に分ける必要がありますか？ また、その場合は「委託研究開発費の機関毎の内訳」の表は一つで良いのでしょうか？	同一大学の場合、複数行にわけする必要はありません。「委託研究開発費の機関毎の内訳」の表は一つで構いません。	

9	シーズ育成型（共通）	スマートウォッチを複数台購入する場合は10万円を超えますがそれも可能でしょうか	単価（消費税込み）が10万円以内であれば、問題ありません。購入品が消耗品の対象となるかは、以下の事務処理規定によります。 【事務処理規定】 消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	
10	シーズ育成型（共通）	対象分野に「環境」とあるのですが、「自然環境」や「社会環境」などありますがどちらでもよいですか？また、環境に防災はふくまれますか？	対象となります。	
11	シーズ育成型（共通）	申請書をUSBメモリ保存して、提出でしたか？	電子データはUSB、CD-Rでご提出ください。	
12	シーズ育成型（共通）	応募要領の2ページ目「（4）実施方法」の①で「企業責任者等と連携して」とありますが、大学単独で応募する場合はこちらも不要ですか？	大学単独の場合は不要です。	
13	シーズ育成型（共通）	学会以外でも旅費は使用可能か？	本委託業務に必要な旅費は対象です。	
14	シーズ育成型（共通）	他の公的資金との併用は可能か？	内容及び経費の重複は認められません。	

No	公募種別	質問	回答	備考
1	更なる支援分野	機器のリース代などはみとめられるのでしょうか？	認められます。	
2	更なる支援分野	JVの代表者はPLがいる大学でもよいのでしょうか。	問題ありません。	
3	更なる支援分野	「事業化促進」事業との重複での応募は可能でしょうか？	重複する応募は可能です。それぞれ要件が異なるので要件を満たしていれば良い。	
4	更なる支援分野	大学等研究機関ではJV協定書への決裁-押印に時間を要すると考えられます、押印が間に合わなくとも、内諾が得られていれば応募資料として受け取られるのでしょうか。	内諾が得られていれば、採択後、押印済の資料を提出しても良い。ただし、沖縄県との委託契約時点では押印済みの原本が必要です。	
5	更なる支援分野	Wordの資料の中核となる研究機関は代表法人とのことでしたが、共同研究機関というのは共同企業体構成員という認識でよろしいのでしょうか。	その認識で良いです。	

6	更なる支援分野	複数の企業でJVを構成する場合、JV協定書は複数の企業を含めて共通の様式1通作成するのでしょうか。あるいは企業ごとに押印したものそれぞれを作成するのでしょうか。	それぞれの構成員が押印した共通の協定書1通が必要です。	
7	更なる支援分野	応募資料等は、英語版は無いのか。	日本語しかございません。提案様式についても日本語で記載し、日本円にての積算の提出をお願いします。	
8	更なる支援分野	協定書は、海外の企業が入った場合は、英語でも良いのか。	構成員間の契約は、英語でも良いが、県提出用の協定書は、別途、日本語で作成し押印した協定書を県に提出ください。	
9	更なる支援分野	法人格を持たないグループ等もJVに参加できるか。	JVの代表者および構成員は、いずれも法人格を有する必要があります。	
10	更なる支援分野	外国の機関が構成員となることはできるか。	外国の機関がJVの構成員となることはできません。	
11	更なる支援分野	資金を受ける口座を持っていれば良いのか。	(ひな形を参考に) 全構成員で共同企業体協定書を締結してください。なお、委託費は原則、JVの代表者の口座に振り込みます。	
12	更なる支援分野	代表メンバー例えば琉球大学であれば、問題ないのか。	琉球大学がJVの代表者になることは可能です。なお、JV代表者はJVを代表して契約および委託金の請求等を行うこととなるため、構成員の経費執行状況を取りまとめる役割を担います。また、年2回実施される検査(中間検査および確定検査)の際には、全構成員分の証憑をご準備のうえ、県内にて実地検査を受けていただくことを想定しております。	
13	更なる支援分野	JVは、どういうものでならないのか。	(ひな形を参考に) 全構成員で共同企業体協定書を締結してください。なお、JV代表者はJVを代表して契約および委託金の請求等を行うこととなるため、構成員の経費執行状況を取りまとめる役割を担います。また、年2回実施される検査(中間検査および確定検査)の際には、全構成員分の証憑をご準備のうえ、県内にて実地検査を受けていただくことを想定しております。	

14	更なる支援分野	委託費の入金のタイミングは。	原則、3月頃に実施する確定検査を実施し、3月末～4月（検査の状況によってはそれ以降となる場合もあります）を予定します。 希望に応じて、中間検査を実施したのちに支出済みの経費を確認した上で概算払いが可能です。中間検査は、秋頃を想定しているが、調整次第で、前倒しでの検査及び支払いも検討します。	
15	更なる支援分野	概算払いは、更なる支援分野のみでなく、今回の委託すべてで同じか。	すべての委託事業に共通です。	
16	更なる支援分野	JVの中核は、県内大学だが、それ以外は県外研究機関・県外企業でもよいか？	問題ない。例：県内大学＋ 県外研究機関＋ 県外企業	
17	更なる支援分野	JVの構成は、大学のみでよいか？（企業は入っていないか）	問題ない。例：県内大学＋ 県外大学、県内大学＋（県内外の）研究機関	
18	更なる支援分野	PLの要件はあるか？	中核的な役割を果たす 県内の大学や県内の研究機関、県内の企業等に常勤の研究者として所属していればよい。	
19	更なる支援分野	JVの代表者の要件はあるか？	JVの中に県内大学を含み、プロジェクトリーダーが「PLの要件」を満たしていれば、JVの代表者は（県内外の）大学、研究機関、企業のいずれでも構わない。	
20	更なる支援分野	JVの代表者にプロジェクトリーダーがいる必要があるか？	JVの代表者でなくても、共同体構成員にいればよい。	
21	更なる支援分野	事業に必要な経費の概算額を、「別紙 委託費積算基準」に従って記載してください。 とありますが、「別紙 委託費積算基準」を送付いただくことは可能でしょうか？	申し訳ございません。「別紙 委託費積算基準」については記載ミスです。応募時点では様式の例示を参考にご記入ください。採択決定後に、「委託業務経理処理手引き」を配布し、詳細の実施計画書を作成いただく予定です。	
22	更なる支援分野	再委託費については、どのような制約がありますでしょうか？	原則として、再委託費は、契約金額の50%以内です。50%を超える場合は、あらかじめ沖縄県に理由書を提出し、承認を得る必要があります。	

【4月15日以降の追加質問について】

No	公募種別	質問	回答	備考
23	更なる支援分野	申請様式より 事業に必要な経費の概算額を、「別紙 委託費積算基準」に従って記載してください。とありますが、「別紙 委託費積算基準」を送付いただくことは可能でしょうか？	「別紙 委託費積算基準」については記載ミスです。応募時点では様式の例示を参考にご記入ください。 採択決定後に、「委託業務経理処理手引き」を配布し、詳細の実施計画書を作成いただく予定です。	
24	共通	再委託費の上限について 間接経費・一般管理費は10%であることは確認できました。 再委託費については、どのような制約がありますでしょうか？	原則として、再委託費は、契約金額の50%以内です。50%を超える場合は、あらかじめ沖縄県に理由書を提出し、承認を得る必要があります。	
25	更なる支援分野	公募要領からは管理法人を立てる必要はないと理解していますが、様式2の申請（4枚目）が「応募者（管理法人）名」とあり、協定書ひな形第6条（16枚目）と最下段（17枚目）にも管理法人の名称があります。 管理法人は必須か否か質問いたします。	様式2および協定書のひな形における管理法人について、記載の誤りです。 ご認識の通り、管理法人は不要です。 誤：様式2の申請（4枚目） 「応募者（管理法人）名」 正：様式2の申請（4枚目） 「応募者（代表者）名」 誤：（管理法人及び代表者） 第6条 本共同企業体の管理法人は、●●●●とする。 2 本共同企業体の管理法人を本研究企業体の代表者とする。 正：（代表者） 第6条 本共同企業体の代表者は、●●●●とする。	

26	シーズ育成型（共通）	申請書の Ⅲ. 実施体制 についてです。 昨日の説明会で、「1つの大学を1つの枠に書く」、「1つの枠に複数の名前を書く」という内容で話していたように聞いたのですが、正しいでしょうか。つまり、同じ大学の同じ講座の研究者2名が研究実施に関わり、それぞれが担当する内容が異なる場合は、 表の2行をつかって書くのではなく、表の1行に2名の名前を書き、その右の担当する内容と分担割合の枠に2名の内容等を書くという意味でしょうか。それとも同じ大学の同じ講座の研究者の場合は、代表者1名を書くだけでしょうか。	同じ大学の同じ講座の研究者の場合は、代表者1名をご記入ください。	
27	更なる支援分野	応募要件の一つとして「事業所が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していること」という項目を確認いたしました。弊社は新設企業となり、現在、役員報酬・従業員ともに報酬の支払いがない状況となります。上記のような場合、弊社は応募要領上で記載されている社会保険の適用事業所に該当いたしますでしょうか。	新設会社等で加入義務がない企業については、手続きが必要な時点で手続きいただければ、特に問題ありません。	
28	更なる支援分野	共同企業体を作り、その代表機関が申請することになるかと思えます。 共同事業体ごとに申請が可能と理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか？	同一の法人が、複数の案件のそれぞれにおいてJVの代表者となり、申請することが可能です。	
29	共通	プロジェクト期間を2年間とした場合、 1年目の経費を2年目に繰り越すことは可能でしょうか？	1年目の経費を翌年度に繰り越すことはできません。	

30	共通	同じ企業が複数のプロジェクトに参画しても問題ございませんでしょうか？	同じ企業が複数のプロジェクトに参画されることに問題ありません。	
31	共通	当日の録画データや資料などがございましたら、ご共有いただくことは可能でしょうか。	当日の録画・資料等については公開しておりません。ご説明させて頂いた内容は、公募要領および公募に関する質問と回答（Q&A）にまとめておりますので、そちらをご覧ください。	
32	更なる支援分野	申請書類（様式5）の記載内容について 弊社は合併を行っており、現在の法人形態の財務情報は過去2か年分のみとなります。申請書類の様式5「研究概要書」において、その範囲での記載でも問題ないでしょうか。	記載できる範囲で構いません。	
33	更なる支援分野	JV代表者が契約、委託金の請求、検査対応等を行うとありますが、JV代表者は個別の研究開発内容には携わず、事務的な手続きや研究推進委員会の運営等の業務でも要件を満たしていますでしょうか。	JV代表者は個別の研究開発を行わなくとも、契約、委託金の請求、検査対応等に加え、研究推進委員会の運営等を行うなど、JV（共同企業体）の中での役割が明確化されていれば問題ありません。	
34	更なる支援分野	JV代表者の複数提案について JV代表者が、研究内容および構成員が異なる複数の提案をしても大丈夫でしょうか。	問題ありません。	
35	共通	「OSTC コーディネーターは、研究の実施に必要な協力・支援、及び事業終了後のフォローアップ等の支援を行います。」とありますが、具体的な内容や頻度を教えていただけますでしょうか。	それぞれの案件に応じて、研究開発および経理事務等において、目標達成に向けた伴走支援を行います。	

36	更なる支援分野	オンライン説明会で、下記のように後払いということを理解しました。 ・中間報告、検査、入金 ・最終報告、検査、入金 上記プロセスのスケジュールをお教えてください。	経費に関する検査及び支払いスケジュール ① 10月～12月に中間検査を実施（執行状況が十分な場合、前倒しも可） ② 2～3月頃に確定検査を実施。 ③ 経費が確定次第、請求書をご提出いただき、3～5月頃にお支払い。 ※証憑の確認状況等により、支払い時期は前後いたします。 なお、契約期間中に概算払いをご希望される場合、①により経費が確定した後、請求書をご提出いただき、お支払いとなります（請求書ご提出後、お支払いまでに2～3週間かかります）。	
37	更なる支援分野	上記質問について、注意点がございましたら、併せてお教えてください。	経費処理ルールの詳細は採択後にご説明いたしますが、主な留意点は以下のとおりです。 ・JV代表者が企業である場合、契約締結時に契約金額の10%を契約保証金として納付していただく必要があります。ただし、県が定めた要件を満たしている場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。 ・統轄的かつ根幹的な業務及び主たる研究業務等については再委託することができません。また、再委託費の合計は、原則として、契約金額の50%以内とします。 ・外注費の合計は、原則として、直接人件費と直接経費の合計額の30%以内とします。	
38	共通	支援の対象経費として認められないものは、機器装置などの備品ということで、「10万円超える備品」という理解は正しいか	原則、取得価格が10万円以上のものは備品となります。ただし、10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は消耗品として購入が可能です。	
39	共通	コンサルを使った戦略・市場・研究ベンチマークなどの調査や連携企業の発掘・コーディネート活動などのような、サービス業務（10万円超）は、対象経費となるか？ また制約条件はあるか？	事業の主旨・目的に沿って必要かつ妥当であると判断された場合のみ、認めております。	

40	共通	研究環境構築のための工事（設計・部材調達含む）業務（10万円超）は、（外注費や再委託費として）対象経費となるか？ また制約条件はあるか？	研究環境構築のための工事業務は対象としておりません。	
41	更なる支援分野	これらの業務を行う機関がJVに入っている場合と、JV外で再委託する場合の、経費的な面での違い（制約条件など）はあるか？	JV構成員と再委託機関の経費処理ルールは、原則として同じです。	
42	共通	原材料となるものは10万円超になっても、備品としての調達でなければ、費用計上可能と認識しますが、正しいでしょうか？ （募集要項に、支援の対象経費に試験研究費がございます。税法では、試験研究費用は「製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる試験研究のために要する費用」とされており、 ・その試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費 ・他の者に委託して試験研究を行う法人のその委託研究費などがあることが示されています。 従って、この原材料となるものは10万円超になっても、備品としての調達でなければ、費用計上可能と認識しますが、正しいでしょうか？）	経費計上が可能なものは、県の規定で消耗品として取り扱われる以下のものに限られます ・取得金額10万円未満のもの（ただし、ガラス器具や試薬類は除く） ・使用可能期間が契約期間内に限られるもの 大学などの規定で備品に区分されるかどうかに関わらず、上記に該当しないものは計上できません。 個別の判断が必要な場合は、契約後、購入前にご相談ください。	

43	更なる支援分野	JV構成員は日本企業で、その企業が海外子会社に業務の一部を再委託して調査を行うようなケースは問題ないでしょうか？（更なる支援事業において、JVの構成員は海外機関は不可、との記載をQAで確認しました。 例えば、JV構成員は日本企業で、その企業が海外子会社に業務の一部を再委託して調査を行うようなケースは問題ないでしょうか？	事業の主旨・目的に沿って必要かつ妥当であると判断される場合は、県の承認を得たうえで、海外企業への再委託も可能です。 なお、再委託に関する契約書に盛り込むべき内容の詳細や留意点につきましては、採択後、再委託契約の締結前に協議させていただきます。	
44	共通	申請書に「外注費が直接経費の30%を超える場合は事前に県の承認を得ることが必要」と書かれています。 県の承認を得るタイミングはいつでしょうか。 採択後でしょうか。	採択後、沖縄県と大学での委託契約締結時に理由書をお書きいただき、承認申請を行います	